

平成29年度

採取場所（穴窪）		穴窪公民館	穴窪公民館	穴窪公民館	穴窪公民館	穴窪公民館	穴窪公民館	穴窪公民館	穴窪公民館	穴窪公民館	穴窪公民館	穴窪公民館	穴窪公民館
採取日		2017/4/4	2017/5/11	2017/6/5	2017/7/3	2017/8/3	2017/9/5	2017/10/19	2017/11/13	2017/12/14	2018/1/22	2018/2/5	2018/3/14
主な水源地		八屋水源地	八屋水源地	八屋水源地	八屋水源地	八屋水源地	八屋水源地	八屋水源地	八屋水源地	八屋水源地	八屋水源地	八屋水源地	八屋水源地
水温		13	18	21	24	27	26	21	17	4	10	7	11
残留塩素		0.20	0.25	0.28	0.35	0.23	0.20	0.30	0.30	0.30	0.36	0.38	0.38
検査項目	水質基準	検査結果											
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。											
2	大腸菌	検出されないこと											
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること。											
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること。											
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること。											
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。											
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること。											
8	六価クロム及びその化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/l以下であること。											
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること。											
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。											
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること。											
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること。											
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること。											
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下であること。											
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること。											
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下であること。											
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること。											
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。											
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。											
20	ベンゼン	0.01mg/l以下であること。											
21	塩素酸	0.6mg/l以下であること。											
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること。											
23	クロロホルム	0.06mg/l以下であること。											
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。											
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下であること。											
26	臭素酸	0.01mg/l以下であること。											
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること。											
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。											
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること。											
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下であること。											
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること。											
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。											
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること。											
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/l以下であること。											
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。											
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること。											
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/l以下であること。											
38	塩化物イオン	200mg/l以下であること。											
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下であること。											
40	蒸発残留物	500mg/l以下であること。											
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること。											
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下であること。											
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること。											
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること。											
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること。											
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下であること。											
47	pH値	5.8以上8.6以下であること。											
48	味	異常でないこと。											
49	臭気	異常でないこと。											
50	色度	5度以下であること。											
51	濁度	2度以下であること。											

平成29年度

採取場所（田内）		田内公民館	田内公民館	田内公民館	田内公民館	田内公民館	田内公民館	田内公民館	田内公民館	田内公民館	田内公民館	田内公民館	田内公民館
採取日		2017/4/5	2017/5/11	2017/6/5	2017/7/3	2017/8/3	2017/9/5	2017/10/19	2017/11/13	2017/12/14	2018/1/22	2018/2/5	2018/3/14
主な水源地		東厳城町水源地	東厳城町水源地	東厳城町水源地	東厳城町水源地	東厳城町水源地	東厳城町水源地	東厳城町水源地	東厳城町水源地	東厳城町水源地	東厳城町水源地	東厳城町水源地	東厳城町水源地
水温		13	18	20	24	26	23	21	17	9	10	7	12
残留塩素		0.34	0.33	0.40	0.34	0.27	0.20	0.38	0.37	0.26	0.44	0.43	0.40
検査項目	水質基準	検査結果											
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。											
2	大腸菌	検出されないこと											
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること。											
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること。											
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること。											
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。											
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること。											
8	六価クロム及びその化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/l以下であること。											
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること。											
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。											
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること。											
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること。											
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること。											
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下であること。											
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること。											
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下であること。											
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること。											
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。											
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。											
20	ベンゼン	0.01mg/l以下であること。											
21	塩素酸	0.6mg/l以下であること。											
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること。											
23	クロロホルム	0.06mg/l以下であること。											
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。											
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下であること。											
26	臭素酸	0.01mg/l以下であること。											
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること。											
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。											
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること。											
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下であること。											
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること。											
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。											
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること。											
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/l以下であること。											
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。											
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること。											
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/l以下であること。											
38	塩化物イオン	200mg/l以下であること。											
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下であること。											
40	蒸発残留物	500mg/l以下であること。											
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること。											
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下であること。											
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること。											
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること。											
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること。											
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下であること。											
47	pH値	5.8以上8.6以下であること。											
48	味	異常でないこと。											
49	臭気	異常でないこと。											
50	色度	5度以下であること。											
51	濁度	2度以下であること。											

平成29年度

採取場所（生竹）		あすなろ会館	あすなろ会館	あすなろ会館	あすなろ会館	あすなろ会館	あすなろ会館	あすなろ会館	あすなろ会館	あすなろ会館	あすなろ会館	あすなろ会館	あすなろ会館							
採取日		2017/4/4	2017/5/11	2017/6/5	2017/7/3	2017/8/3	2017/9/5	2017/10/19	2017/11/13	2017/12/14	2018/1/22	2018/2/5	2018/3/14							
主な水源地		生竹水源地	生竹水源地	生竹水源地	生竹水源地	生竹水源地	生竹水源地	生竹水源地	生竹水源地	生竹水源地	生竹水源地	生竹水源地	生竹水源地							
水温		12	20	21	23	26	23	19	17	10	8	9	13							
残留塩素		0.26	0.30	0.37	0.30	0.25	0.39	0.35	0.33	0.34	0.27	0.40	0.24							
検査項目	水質基準	検査結果																		
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。																		
2	大腸菌	検出されないこと																		
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること。																		
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること。																		
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること。																		
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。																		
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること。																		
8	六価クロム及びその化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/l以下であること。																		
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること。																		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。																		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること。																		
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること。																		
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること。																		
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下であること。																		
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること。																		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下であること。																		
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること。																		
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。																		
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。																		
20	ベンゼン	0.01mg/l以下であること。																		
21	塩素酸	0.6mg/l以下であること。																		
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること。																		
23	クロロホルム	0.06mg/l以下であること。																		
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。																		
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下であること。																		
26	臭素酸	0.01mg/l以下であること。																		
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること。																		
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。																		
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること。																		
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下であること。																		
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること。																		
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。																		
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること。																		
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/l以下であること。																		
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。																		
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること。																		
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/l以下であること。																		
38	塩化物イオン	200mg/l以下であること。	9.3	8.9	9.2	9.6	8.8	9.1	8.9	9.3	9.3	9.1	9.7	9.3						
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下であること。																		
40	蒸発残留物	500mg/l以下であること。																		
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること。																		
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下であること。																		
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること。																		
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること。																		
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること。																		
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下であること。	0.3	未満	0.3	未満	0.3	未満	0.3	未満	0.3	未満	0.3	未満	0.3	未満	0.3	未満	0.3	未満
47	pH値	5.8以上8.6以下であること。																		
48	味	異常でないこと。																		
49	臭気	異常でないこと。																		
50	色度	5度以下であること。																		
51	濁度	2度以下であること。																		

平成29年度

採取場所(津原外)		津原公民館	津原公民館	津原公民館	明治町2丁目 児童公園	津原公民館	津原公民館							
採取日		2017/4/4	2017/5/11	2017/6/5	2017/7/3	2017/8/3	2017/9/5	2017/10/19	2017/11/13	2017/12/14	2018/1/22	2018/2/5	2018/3/14	
主な水源地		円谷町水源地	円谷町水源地	円谷町水源地	円谷町水源地	円谷町水源地	円谷町水源地	円谷町水源地	円谷町水源地	円谷町水源地	円谷町水源地	円谷町水源地	円谷町水源地	円谷町水源地
水温		13	18	22	25	24	26	21	16	8	10	6	12	
残留塩素		0.30	0.26	0.34	0.28	0.21	0.23	0.21	0.31	0.31	0.32	0.28	0.29	
検査項目	水質基準	検査結果												
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。												
2	大腸菌	検出されないこと												
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること。												
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること。												
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること。												
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。												
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること。												
8	六価クロム及びその化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/l以下であること。												
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること。												
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。												
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること。												
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること。												
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下であること。												
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること。												
16	ビス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下であること。												
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること。												
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。												
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。												
20	ベンゼン	0.01mg/l以下であること。												
21	塩素酸	0.6mg/l以下であること。												
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること。												
23	クロロホルム	0.06mg/l以下であること。												
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。												
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下であること。												
26	臭素酸	0.01mg/l以下であること。												
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること。												
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。												
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること。												
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下であること。												
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること。												
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること。												
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/l以下であること。												
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること。												
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/l以下であること。												
38	塩化物イオン	200mg/l以下であること。	9	7.8	8.8	9.8	8.9	8.5	7.3	7.2	8.0	9.1	9.7	9.6
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下であること。												
40	蒸発残留物	500mg/l以下であること。												
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること。												
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下であること。												
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること。												
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること。												
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること。												
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下であること。	0.3	未満	0.3	未満	0.3	未満	0.3	未満	0.3	未満	0.3	未満
47	pH値	5.8以上8.6以下であること。												
48	味	異常でないこと。												
49	臭気	異常でないこと。												
50	色度	5度以下であること。												
51	濁度	2度以下であること。												

平成29年度

採取場所（勝負谷）		勝負谷公民館	勝負谷公民館	勝負谷公民館	勝負谷公民館	勝負谷公民館	勝負谷公民館	勝負谷公民館	勝負谷公民館	勝負谷公民館	勝負谷公民館	勝負谷公民館	勝負谷公民館
採取日		2017/4/5	2017/5/15	2017/6/12	2017/7/6	2017/8/22	2017/9/12	2017/10/10	2017/11/6	2017/12/11	2018/1/17	2018/2/13	2018/3/7
主な水源地		上福田水源地	上福田水源地	上福田水源地	上福田水源地	上福田水源地	上福田水源地	上福田水源地	上福田水源地	上福田水源地	上福田水源地	上福田水源地	上福田水源地
水温		14	16	19	22	26	24	20	16	6	7	5	8
残留塩素		0.31	0.30	0.30	0.22	0.33	0.26	0.29	0.27	0.33	0.31	0.29	0.30
検査項目	水質基準	検査結果											
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	大腸菌	検出されないこと		陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること。					0.0003	未満					
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること。					0.00005	未満					
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること。					0.001	未満					
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。					0.001	未満					
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること。					0.001	未満					
8	六価クロム及びその化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/l以下であること。					0.005	未満					
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること。					0.004	未満					
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。		0.001	未満		0.001	未満		0.001	未満		0.001
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること。					0.4						
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること。					0.08	未満					
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること。					0.1	未満					
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下であること。					0.0002	未満					
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること。					0.005	未満					
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下であること。					0.004	未満					
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること。					0.002	未満					
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。					0.001	未満					
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。					0.001	未満					
20	ベンゼン	0.01mg/l以下であること。					0.001	未満					
21	塩素酸	0.6mg/l以下であること。		0.06	未満		0.06	未満		0.06	未満		0.06
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること。		0.002	未満		0.002	未満		0.002	未満		0.002
23	クロロホルム	0.06mg/l以下であること。		0.006	未満		0.006	未満		0.006	未満		0.006
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。		0.003	未満		0.003	未満		0.003	未満		0.003
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下であること。		0.01	未満		0.01	未満		0.01	未満		0.01
26	臭素酸	0.01mg/l以下であること。		0.001	未満		0.001	未満		0.001	未満		0.001
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること。		0.01	未満		0.01	未満		0.01	未満		0.01
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。		0.003	未満		0.003	未満		0.003	未満		0.003
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること。		0.003	未満		0.003	未満		0.003	未満		0.003
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下であること。		0.009	未満		0.009	未満		0.009	未満		0.009
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること。		0.008	未満		0.008	未満		0.008	未満		0.008
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。					0.1	未満					
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること。					0.02	未満					
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/l以下であること。					0.03	未満					
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。					0.1	未満					
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること。					19						
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/l以下であること。					0.005	未満					
38	塩化物イオン	200mg/l以下であること。		28	26	27	27	26	25	29	28	28	28
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下であること。					50						
40	蒸発残留物	500mg/l以下であること。					170						
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること。					0.02	未満					
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下であること。					0.000001	未満					
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること。					0.000001	未満					
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること。					0.005	未満					
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること。					0.0005	未満					
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下であること。		0.3	未満	0.3	未満	0.3	未満	0.3	未満	0.3	未満
47	pH値	5.8以上8.6以下であること。		7.5	7.5	7.6	7.4	7.3	7.2	7.5	7.6	7.5	7.4
48	味	異常でないこと。		異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
49	臭気	異常でないこと。		異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
50	色度	5度以下であること。		1	未満	1	未満	1	未満	1	未満	1	未満
51	濁度	2度以下であること。		0.5	未満	0.5	未満	0.5	未満	0.5	未満	0.5	未満

平成29年度

採取場所（富海）		富海公民館	富海公民館	富海公民館	富海公民館	富海公民館	富海公民館	富海公民館	富海公民館	富海公民館			
採取日		2017/4/5	2017/5/15	2017/6/12	2017/7/6	2017/8/22	2017/9/12	2017/10/10	2017/11/15	2017/12/14			
主な水源地		富海水源地	富海水源地	富海水源地	富海水源地	富海水源地	富海水源地	富海水源地	富海水源地	富海水源地			
水温		8	17	16	24	25	24	19	15	7			
残留塩素		0.37	0.33	0.33	0.27	0.26	0.33	0.55	0.56	0.28			
検査項目		水質基準										検査結果	
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。										0	0
2	大腸菌	検出されないこと										陰性	陰性
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること。											0.0003 未満
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること。											0.00005 未満
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること。											0.001 未満
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。											0.001 未満
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること。											0.001 未満
8	六価クロム及びその化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/l以下であること。											0.005 未満
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること。											0.004 未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。										0.001 未満	0.001 未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること。											0.1
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること。											0.08 未満
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること。											0.1 未満
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下であること。											0.0002 未満
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること。											0.005 未満
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下であること。											0.004 未満
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること。											0.002 未満
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。											0.001 未満
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。											0.001 未満
20	ベンゼン	0.01mg/l以下であること。											0.001 未満
21	塩素酸	0.6mg/l以下であること。										0.06	0.10
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること。										0.002 未満	0.002 未満
23	クロロホルム	0.06mg/l以下であること。										0.006 未満	0.006 未満
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。										0.003 未満	0.005 未満
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下であること。										0.01 未満	0.01 未満
26	臭素酸	0.01mg/l以下であること。										0.001 未満	0.001 未満
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること。										0.01 未満	0.01 未満
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。										0.003 未満	0.003 未満
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること。										0.003 未満	0.004 未満
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下であること。										0.009 未満	0.009 未満
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること。										0.008 未満	0.008 未満
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。											0.1 未満
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること。											0.02 未満
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/l以下であること。											0.03 未満
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。											0.1 未満
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること。											8.6
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/l以下であること。											0.005 未満
38	塩化物イオン	200mg/l以下であること。										9.3	9.3
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下であること。											10
40	蒸発残留物	500mg/l以下であること。											47
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること。											0.02 未満
42	ジオスミン	0.00001mg/l以下であること。											0.000001 未満
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること。											0.000001 未満
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること。											0.005 未満
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること。											0.0005 未満
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下であること。										0.3 未満	0.3 未満
47	pH値	5.8以上8.6以下であること。										6.5	6.6
48	味	異常でないこと。										異常でない	異常でない
49	臭気	異常でないこと。										異常でない	異常でない
50	色度	5度以下であること。										1 未満	1 未満
51	濁度	2度以下であること。										0.5 未満	0.5 未満

平成29年度

採取場所（服部）		服部営農改善センター													
採取日		2017/4/5	2017/5/15	2017/6/12	2017/7/6	2017/8/22	2017/9/12	2017/10/10	2017/11/6	2017/12/11	2018/1/17	2018/2/13	2018/3/7		
主な水源地		服部水源地													
水温		14	18	18	25	29	26	22	16	9	7	6	11		
残留塩素		0.25	0.28	0.19	0.20	0.3	0.34	0.24	0.24	0.31	0.23	0.32	0.46		
検査項目	水質基準	検査結果													
1 一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
2 大腸菌	検出されないこと	陰性													
3 カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること。							0.0003	未満						
4 水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること。							0.00005	未満						
5 セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること。							0.001	未満						
6 鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。							0.001	未満						
7 ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること。							0.001							
8 六価クロム及びその化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/l以下であること。							0.005	未満						
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること。							0.004	未満						
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。	0.001	未満			0.001	未満	0.001	未満		0.001	未満			
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること。							0.4							
12 フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること。							0.08	未満						
13 ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること。							0.3							
14 四塩化炭素	0.002mg/l以下であること。							0.0002	未満						
15 1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること。							0.005	未満						
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下であること。							0.004	未満						
17 ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること。							0.002	未満						
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。							0.001	未満						
19 トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。							0.001	未満						
20 ベンゼン	0.01mg/l以下であること。							0.001	未満						
21 塩素酸	0.6mg/l以下であること。	0.06	未満			0.06	未満		0.07			0.06	未満		
22 クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること。	0.002	未満			0.002	未満		0.002	未満		0.002	未満		
23 クロロホルム	0.06mg/l以下であること。	0.006	未満			0.006	未満		0.006	未満		0.006	未満		
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。	0.003	未満			0.003	未満		0.003	未満		0.003	未満		
25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下であること。	0.01	未満			0.01	未満		0.01	未満		0.01	未満		
26 臭素酸	0.01mg/l以下であること。	0.001	未満			0.001	未満		0.001	未満		0.001	未満		
27 総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること。	0.01	未満			0.01	未満		0.01	未満		0.01	未満		
28 トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。	0.003	未満			0.003	未満		0.003	未満		0.003	未満		
29 プロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること。	0.003	未満			0.003	未満		0.003	未満		0.003	未満		
30 プロモホルム	0.09mg/l以下であること。	0.009	未満			0.009	未満		0.009	未満		0.009	未満		
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること。	0.008	未満			0.008	未満		0.008	未満		0.008	未満		
32 亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。							0.1	未満						
33 アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること。							0.02	未満						
34 鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/l以下であること。							0.03	未満						
35 銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。							0.1	未満						
36 ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること。							71							
37 マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/l以下であること。							0.005	未満						
38 塩化物イオン	200mg/l以下であること。	130	120	130	130	120	120	140	130	130	130	140	130		
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下であること。							98							
40 蒸発残留物	500mg/l以下であること。	410				400		390			390				
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること。							0.02	未満						
42 ジェオスミン	0.00001mg/l以下であること。							0.000001	未満						
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること。							0.000001	未満						
44 非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること。							0.005	未満						
45 フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること。							0.0005	未満						
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下であること。	0.3	未満	0.3	未満										
47 pH値	5.8以上8.6以下であること。	7.4		7.3		7.2		7.1		7.4		7.3		7.3	
48 味	異常でないこと。	異常でない													
49 臭気	異常でないこと。	異常でない													
50 色度	5度以下であること。	1	未満	5	1	未満									
51 濁度	2度以下であること。	0.5	未満	0.5	未満	0.5	未満	0.7	未満	0.8	未満	0.5	未満	0.5	

平成29年度

採取場所（大河内）		大河内公民館	大河内公民館	大河内公民館	大河内公民館	大河内公民館	大河内公民館	大河内公民館	大河内公民館	大河内公民館	大河内公民館	大河内公民館	大河内公民館
採取日		2017/4/5	2017/5/15	2017/6/12	2017/7/6	2017/8/22	2017/9/12	2017/10/10	2017/11/6	2017/12/11	2018/1/17	2018/2/13	2018/3/7
主な水源地		大河内水源地	大河内水源地	大河内水源地	大河内水源地	大河内水源地	大河内水源地	大河内水源地	大河内水源地	大河内水源地	大河内水源地	大河内水源地	大河内水源地
水温		14	18	22	25	26	25	22	17	7	9	6	11
残留塩素		0.32	0.30	0.30	0.28	0.40	0.32	0.28	0.37	0.36	0.51	0.30	0.40
検査項目	水質基準	検査結果											
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。											
2	大腸菌	検出されないこと											
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること。											
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること。											
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること。											
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。											
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること。											
8	六価クロム及びその化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/l以下であること。											
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること。											
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。											
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること。											
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること。											
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること。											
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下であること。											
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること。											
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下であること。											
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること。											
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。											
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。											
20	ベンゼン	0.01mg/l以下であること。											
21	塩素酸	0.6mg/l以下であること。											
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること。											
23	クロロホルム	0.06mg/l以下であること。											
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。											
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下であること。											
26	臭素酸	0.01mg/l以下であること。											
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること。											
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。											
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること。											
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下であること。											
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること。											
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。											
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること。											
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/l以下であること。											
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。											
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること。											
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/l以下であること。											
38	塩化物イオン	200mg/l以下であること。											
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下であること。											
40	蒸発残留物	500mg/l以下であること。											
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること。											
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下であること。											
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること。											
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること。											
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること。											
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下であること。											
47	pH値	5.8以上8.6以下であること。											
48	味	異常でないこと。											
49	臭気	異常でないこと。											
50	色度	5度以下であること。											
51	濁度	2度以下であること。											

平成29年度

採取場所（岩倉）		岩倉公民館	岩倉公民館	岩倉公民館	岩倉公民館	岩倉公民館	岩倉公民館	岩倉公民館	岩倉公民館	岩倉公民館	岩倉公民館	岩倉公民館	岩倉公民館	岩倉公民館	岩倉公民館
採取日		2017/4/5	2017/5/15	2017/6/12	2017/7/6	2017/8/22	2017/9/12	2017/10/10	2017/11/6	2017/12/11	2018/1/17	2018/2/13	2018/3/7		
主な水源地		岩倉水源地	岩倉水源地	岩倉水源地	岩倉水源地	岩倉水源地	岩倉水源地	岩倉水源地	岩倉水源地	岩倉水源地	岩倉水源地	岩倉水源地	岩倉水源地	岩倉水源地	岩倉水源地
水温		12	18	19	23	25	25	20	17	10	8	5	10		
残留塩素		0.20	0.31	0.30	0.26	0.24	0.25	0.24	0.42	0.26	0.19	0.21	0.11		
検査項目	水質基準	検査結果													
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。													
2	大腸菌	検出されないこと													
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること。													
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること。													
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること。													
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。													
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること。													
8	六価クロム及びその化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/l以下であること。													
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること。													
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。													
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること。													
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること。													
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること。													
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下であること。													
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること。													
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下であること。													
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること。													
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。													
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。													
20	ベンゼン	0.01mg/l以下であること。													
21	塩素酸	0.6mg/l以下であること。													
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること。													
23	クロロホルム	0.06mg/l以下であること。													
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。													
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下であること。													
26	臭素酸	0.01mg/l以下であること。													
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること。													
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。													
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること。													
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下であること。													
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること。													
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。													
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること。													
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/l以下であること。													
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。													
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること。													
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/l以下であること。													
38	塩化物イオン	200mg/l以下であること。													
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下であること。													
40	蒸発残留物	500mg/l以下であること。													
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること。													
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下であること。													
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること。													
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること。													
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること。													
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下であること。													
47	pH値	5.8以上8.6以下であること。													
48	味	異常でないこと。													
49	臭気	異常でないこと。													
50	色度	5度以下であること。													
51	濁度	2度以下であること。													

平成29年度

採取場所（今西）		今西地区村づくり集会所	今西地区村づくり集会所	今西地区村づくり集会所	今西地区村づくり集会所	今西地区村づくり集会所	今西地区村づくり集会所	今西地区村づくり集会所	今西地区村づくり集会所	今西地区村づくり集会所	今西地区村づくり集会所	今西地区村づくり集会所	今西地区村づくり集会所	今西地区村づくり集会所
採取日		2017/4/5	2017/5/15	2017/6/12	2017/7/6	2017/8/22	2017/9/12	2017/10/10	2017/11/6	2017/12/11	2018/1/17	2018/2/13	2018/3/7	
主な水源地		和谷第1・2水源地	和谷第1・2水源地	和谷第1・2水源地	和谷第1・2水源地	和谷第1・2水源地	和谷第1・2水源地	和谷第1・2水源地	和谷第1・2水源地	和谷第1・2水源地	和谷第1・2水源地	和谷第1・2水源地	和谷第1・2水源地	
水温		12	18	22	26	24	25	23	17	9	6	5	10	
残留塩素		0.33	0.33	0.38	0.22	0.30	0.31	0.38	0.34	0.39	0.38	0.35	0.34	
検査項目	水質基準	検査結果												
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。												
2	大腸菌	検出されないこと												
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること。												
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること。												
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること。												
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。												
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること。												
8	六価クロム及びその化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/l以下であること。												
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること。												
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。												
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること。												
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること。												
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下であること。												
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること。												
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下であること。												
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること。												
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。												
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。												
20	ベンゼン	0.01mg/l以下であること。												
21	塩素酸	0.6mg/l以下であること。												
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること。												
23	クロロホルム	0.06mg/l以下であること。												
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。												
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下であること。												
26	臭素酸	0.01mg/l以下であること。												
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること。												
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。												
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること。												
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下であること。												
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること。												
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること。												
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/l以下であること。												
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること。												
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/l以下であること。												
38	塩化物イオン	200mg/l以下であること。												
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下であること。												
40	蒸発残留物	500mg/l以下であること。												
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること。												
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下であること。												
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること。												
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること。												
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること。												
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下であること。												
47	pH値	5.8以上8.6以下であること。												
48	味	異常でないこと。												
49	臭気	異常でないこと。												
50	色度	5度以下であること。												
51	濁度	2度以下であること。												

平成29年度

採取場所（滝川）		滝川配水管末	滝川配水管末	滝川配水管末	滝川配水管末	滝川配水管末	滝川配水管末	滝川配水管末	滝川配水管末	滝川配水管末	滝川配水管末	滝川配水管末	滝川配水管末
採取日		2017/4/5	2017/5/15	2017/6/13	2017/7/6	2017/8/30	2017/9/12	2017/10/10	2017/11/15	2017/12/11	2018/1/22	2018/2/19	2018/3/7
主な水源地		滝川水源地	滝川水源地	滝川水源地	滝川水源地	滝川水源地	滝川水源地	滝川水源地	滝川水源地	滝川水源地	滝川水源地	滝川水源地	滝川水源地
水温		10	15	15	20	21	22	20	14	9	7	4	8
残留塩素		0.27	0.27	0.31	0.19	0.31	0.11	0.12	0.28	0.65	0.46	0.41	0.11
検査項目	水質基準	検査結果											
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。		0	0	0	0	4	0	0	0	0	0
2	大腸菌	検出されないこと		陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること。		0.0003	未満								
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること。		0.00005	未満								
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること。		0.001	未満								
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。		0.001	未満								
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること。		0.001	未満								
8	六価クロム及びその化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/l以下であること。		0.005	未満								
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること。		0.004	未満								
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。		0.001	未満		0.001	未満		0.001	未満		0.001
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること。		0.1									
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること。		0.08	未満								
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること。		0.1	未満								
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下であること。		0.0002	未満								
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること。		0.005	未満								
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下であること。		0.004	未満								
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること。		0.002	未満								
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。		0.001	未満								
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。		0.001	未満								
20	ベンゼン	0.01mg/l以下であること。		0.001	未満								
21	塩素酸	0.6mg/l以下であること。		0.06	未満		0.08			0.06	未満		0.06
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること。		0.002	未満		0.002	未満		0.002	未満		0.002
23	クロロホルム	0.06mg/l以下であること。		0.006	未満		0.006	未満		0.006	未満		0.006
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。		0.004			0.003	未満		0.003	未満		0.003
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下であること。		0.01	未満		0.01	未満		0.01	未満		0.01
26	臭素酸	0.01mg/l以下であること。		0.001	未満		0.001	未満		0.001	未満		0.001
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること。		0.01	未満		0.01	未満		0.01	未満		0.01
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。		0.003	未満		0.003	未満		0.003	未満		0.003
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること。		0.003			0.003	未満		0.003	未満		0.003
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下であること。		0.009	未満		0.009	未満		0.009	未満		0.009
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること。		0.008	未満		0.008	未満		0.008	未満		0.008
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。		0.1	未満								
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること。		0.02	未満								
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/l以下であること。		0.06			0.03	未満		0.03	未満		0.03
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。		0.1	未満								
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること。		7.1									
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/l以下であること。		0.005	未満								
38	塩化物イオン	200mg/l以下であること。		7.2	7.0	6.8	6.8	7.1	6.5	6.6	6.7	7.4	7.4
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下であること。			12								
40	蒸発残留物	500mg/l以下であること。			40								
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること。		0.02	未満								
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下であること。		0.000001	未満								
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること。		0.000001	未満								
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること。		0.005	未満								
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること。		0.0005	未満								
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下であること。		0.3	未満	0.3	未満	0.4	0.4	0.5	0.6	0.3	0.3
47	pH値	5.8以上8.6以下であること。		7.0	7.1	7.0	7.1	7.3	7.2	6.8	6.8	6.9	6.9
48	味	異常でないこと。		異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
49	臭気	異常でないこと。		異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
50	色度	5度以下であること。		1	未満	1	未満	1	未満	1	未満	1	未満
51	濁度	2度以下であること。		0.5	未満	0.5	未満	0.5	未満	0.5	未満	0.5	未満

採取場所(水源地)		藤井谷水源	森第1水源	森第3水源	上福田水源	富海水源	服部水源	大河内水源	今在家水源	岩倉水源	山口水源	和谷第一水源	和谷第二水源	滝川水源	笹ヶ平水源	関倉水源
採取日		2017/5/23	2017/9/4	2017/9/4	2017/11/7	2017/5/23	2017/11/7	2017/12/4	2017/12/4	2017/5/23	2017/6/14	2017/8/1	2017/8/1	2017/10/16	2017/6/14	2017/12/4
気温		26	28	28	18	26	18	13	13	26	22	30	30	18	22	13
水温		15	15	19	16	13	16	16	15	12	11	13	13	18	9	12
残留塩素																
検査項目		水質基準														
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。														
2	大腸菌	検出されないこと														
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること。														
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること。														
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること。														
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。														
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること。														
8	六価クロム及びその化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/l以下であること。														
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること。														
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。														
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること。														
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること。														
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること。														
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下であること。														
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること。														
16	ビス-1,2-ジクロロエチレン及びトリス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下であること。														
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること。														
18	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。														
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。														
20	ベンゼン	0.01mg/l以下であること。														
21	塩素酸	0.6mg/l以下であること。														
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること。														
23	クロロホルム	0.06mg/l以下であること。														
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。														
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下であること。														
26	臭素酸	0.01mg/l以下であること。														
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること。														
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。														
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること。														
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下であること。														
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること。														
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。														
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること。														
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/l以下であること。														
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。														
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること。														
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/l以下であること。														
38	塩化物イオン	200mg/l以下であること。														
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下であること。														
40	溶解残留物	500mg/l以下であること。														
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること。														
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下であること。														
43	2-メチルインポルネオール	0.00001mg/l以下であること。														
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること。														
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること。														
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下であること。														
47	pH値	5.8以上8.6以下であること。														
48	味	異常でないこと。														
49	臭気	異常でないこと。														
50	色度	5度以下であること。														
51	濁度	2度以下であること。														
	嫌気性芽胞菌	検出されないこと														
	大腸菌	1MPN/100ml未満														

平成29年度

採取場所(水源地)		笹ヶ平水源地	笹ヶ平水源地	笹ヶ平水源地	笹ヶ平水源地	笹ヶ平水源地	笹ヶ平水源地	笹ヶ平水源地	笹ヶ平水源地	笹ヶ平水源地	笹ヶ平水源地	笹ヶ平水源地	笹ヶ平水源地
採取日		2017/5/16	2017/6/14	2017/7/19	2017/8/1	2017/9/20	2017/10/12	2017/11/15					
気温		未採水	18	22	32	30	27	19	15	未採水	未採水	未採水	未採水
水温			8	9	12	11	9	9	9				
残留塩素			-	-	-	-	-	-	-				
検査項目		水質基準											
大腸菌		1MPN/100ml未満											
嫌気性芽胞菌		検出されないこと											
			1	1	1	1	1	1	1	1			
			0	0	0	0	0	0	0	0			